



長野県報

7 月 16 日(木)
令 和 8 年
(2026 年)
第 726 号

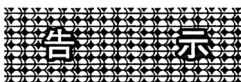
目 次

告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務休止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出（地域福祉課）	2
地方自治法に基づく指定公金事務取扱者への公金事務の委託（3 件）（建築住宅課公営住宅室）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
令和 9 年度長野県立高等学校入学選抜要綱（高校教育課）	4

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（DX 推進課デジタルインフラ整備室）	5
総合評価一般競争入札（税務課）	7
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（水道・生活排水課）	9
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による届出及び届出書の縦覧（4 件）（産業立地・IT 振興課）	10
国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	14
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課）	14
土地改良区の定款変更の認可（2 件）（農地整備課）	15
開発行為に関する工事の完了（2 件）（都市・まちづくり課）	15
長野県望月少年自然の家の指定管理者の候補者の募集（生涯学習課）	15
特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）	16
特定調達契約に係る一般競争入札（産業技術課）	18



長野県告示第 297 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和 8 年 7 月 16 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アメリカンドラッグ上田丸子薬局	上田市長瀬 3003	令和 8 年 6 月 1 日
山口歯科医院	須坂市須坂 1241-14	令和 8 年 5 月 1 日
みさとレディースクリニック	安曇野市三郷明盛 1170 番地 2	令和 8 年 6 月 1 日
いちい薬局	東筑摩郡山形村 3866-2	令和 8 年 5 月 2 日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社いいせわらわ	安曇野市豊科高家5809－1	訪問看護ステーションめでの	安曇野市豊科高家5809－1	令和8年7月1日

地域福祉課

長野県告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和8年7月16日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
アメリカンドラッグあづみ野薬局	安曇野市穂高4598－4	アメリカンドラッグあづみ野薬局	あづみ野西口薬局	令和8年5月13日

地域福祉課

長野県告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

令和8年7月16日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
竹村整形外科医院	下伊那郡高森町吉田471－3	令和8年5月1日

地域福祉課

長野県告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和8年7月16日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
塩尻協立訪問看護ステーションこすもす	塩尻市栈敷437	令和元年7月4日

地域福祉課

長野県告示第301号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託しました。

令和8年7月16日

長野県知事 阿部 守一

- 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
長野市大字南長野南県町1003番地1
長野県住宅供給公社
- 委託した公金事務の内容
県営住宅の家賃等及び県営住宅を退去した者の滞納家賃等の収納事務（長野市、松本市、須坂市、塩尻市、千曲市、安曇野市、埴科郡及び上水内郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）
- 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年3月31日
- 委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県告示第302号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託しました。

令和8年7月16日

長野県知事 阿部 守一

- 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
長野市大字南長野南県町1003番地1
長野県住宅供給公社
- 委託した公金事務の内容
県営住宅の家賃等及び県営住宅を退去した者の滞納家賃等の収納事務（上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、茅野市、東御市、諏訪郡及び下伊那郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）
- 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年3月31日
- 委託期間
令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県告示第303号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託しました。

令和8年7月16日

長野県知事 阿部 守一

- 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
長野市大字南長野南県町1003番地1
長野県住宅供給公社
- 委託した公金事務の内容
県営住宅の家賃等及び県営住宅を退去した者の滞納家賃等の収納事務（小諸市、伊那市、駒ヶ根市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡及び上伊那郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）
- 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年3月31日
- 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年8月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年7月16日

長野県佐久建設事務所長 井 出 圭 一

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 小諸中込線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
佐久市大字今井870番の4地先から 佐久市大字中込1125番の9地先まで	旧	m 6.4 ～ 15.1	km 0.2850
同 上	新	9.2 ～ 19.9	0.2850

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 豊昇茂沢中軽井沢停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
北佐久郡軽井沢町大字長倉1601番の9地先から 北佐久郡軽井沢町大字長倉1610番の3地先まで	旧	m 9.7 ～ 13.9	km 0.0748
同 上	新	14.1 ～ 15.5	0.0748

長野県教育委員会告示第3号

令和9年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

令和8年7月16日

長野県教育委員会

1 要綱の名称

令和9年度長野県立高等学校入学者選抜要綱

2 要綱の内容

要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/jukense/index.html>) に掲載しました。